

公共データWG（具体化フェーズ①） 議事録

日時：2012年11月29日（木） 9:30～12:00

場所：経済産業省 本館17階第4・5共用会議室

出席者：川島座長、岩崎委員、大向委員、神崎委員、菅野委員、坂下委員、庄司委員、高木委員、
武田委員、田代委員、野口委員、萩野委員、村上委員

事務方：中山審議官、三又情報政策課長、藪内知的基盤課長、岡田情報プロジェクト室長
平本CIO補佐官、中井補佐、梅村調査官（総務省情報流通行政局）

配布資料

資料1：議事次第

資料2：オープンデータの課題と展望

資料3：オープンデータと Linked Open Data

資料4：DATA METI 構想について

資料5：「Open Data METI」サイトの概要

資料6：欧州オープンデータ政策に関する最新動向～初期立ち上げの次に必要なこと

資料7：オープンデータ戦略に係る総務省の取組

資料8：知的基盤情報の開放・活用について—地質情報の2次利用—

資料9：関連事業の紹介

資料10-1：公共データWG（第2回）議事要旨（未定稿）

資料10-2：公共データWG（第2回）議事録（未定稿）

参考資料

冒頭挨拶

（佐賀県特別顧問 川島座長）

本日は具体化フェーズ第1回ということで、これまでの議論で洗い出された論点をさらに掘り下げ、一定の方向性を浮かび上がらせるような忌憚のないご意見をいただきたい。

中でも、前半の野口委員と武田委員のプレゼンテーションは、今後の内閣官房の実務者会議においても非常に重要な論点になると思うので、各委員には具体的なアクションに向けた議論をお願いしたい。

委員・事務局からの説明（1）

武田委員より資料3に基づき、オープンデータと Linked Open Data（LOD）について説明。

フリーディスカッション（1）

（NTT データ 高木委員）

英国では政府の中に省庁横断的な Linked Data の WG を作り、省庁間での統一を進めているとのこ

とである。この中で URI の統一を行っているとのことであるが、URI を統一することにどういう意味があるのか。

(国立情報学研究所 武田委員)

Linked Data の利点は、どの省庁のデータとでも繋がることができるという点にある。しかし繋がるためには、一定のルールでアクセスできる仕組みが必要である。ここにはこういう ID の式が使われている、一定の ID の集合がここにある、これを見ればどこを使いたいかわかる、といったことをある程度ルール化しておかないと、ウェブにおけるリンクと同様にどこにリンクしているかわからない。そのため、仕組み作りを行っていると思われる。

もう一つはスキーマの共有の部分である。各省庁で同じようなデータを違うフォーマットで公表しているが、Linked Data は違うフォーマットで公開すること自体は許容する一方で、共有できるスキーマを作り、同じものは同じものとして統一するという方法を取っている。再利用するにあたり、他省庁のデータを参照するには、同じようなラベルのつけ方があればそのデータが使いやすくなる。たとえば著者の名前を“Creator”と書くのか“Author”と書くのか、このような点を統一すると非常に楽である。これをスキーマと呼んでおり、省庁横断的に検討しているのではないかと思う。

(三菱電機 菅野委員)

スキーマの共有については先程 DCAT (Data Catalog Vocabulary。データカタログの標準語彙) の話があったが、どのくらいの単語が登録されているのか。

また、日本語は表現がゆれると思うが、日本語で定義することは可能か。それとも英語などを使うのか。

(国立情報学研究所 武田委員)

スキーマは独自のものというより、その一部についてある別の共通のスキーマを借りてくることで作られている。たとえば LOD クラウドには 200 あまりのスキーマがあるが、5 割くらいは Dublin Core、3 割くらいに FOAF (Friend of a Friend) というものを使っている。これらの様によく使われるスキーマというものがいくつかあるが、独自の語彙をそのスキーマに追加して作るというのが通常の作り方である。たとえば「作者」については Dublin Core に“Creator”という語彙があるので、これはそのまま使う。しかし「データ採取者」は Dublin Core にないので自分の語彙で作る。

スキーマに日本語が許容されるかという点についていうと、日本語でスキーマを作ること自体に問題はないが、スキーマを混ぜて使うという立場からすると、結局英語由来の言葉で書いた方が良いと思われる。現状では多くの国ではできるだけ英語で書こうとしているが、ドイツの図書館がデータを出した際にドイツ語で書かれていたこともあったので、英語に限定することはない。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

LOD の国際的な動きにおいて、誰がルール化の主体になるのか。

また、政府と民間や国際的な標準化団体との関係がある中で、日本では誰がどういう決め方でルール化を行うことが望ましいと考えるか。

(国立情報学研究所 武田委員)

技術的な要件については、W3C (World Wide Web Consortium) の技術資料として提案・承認されるというプロセスであるが、技術的な問題はほぼ解決済みであり、必要なものは Recommendation の形になっている。

スキーマについては、有志が提案を取りまとめてオープンデータの提供機関に提示するという形であり、承認機関があるというよりも各主体がデファクトを目指して活動している。たとえば Dublin Core は図書館系に由来し、Dublin Core Meta Data Initiative という団体が標準化を進めている。したがって、日本独自でルール化をしたければ、それに対する縛りはなく、実際に英国は英国でルールを作っている。技術仕様が共有されていけば問題にならないというのが、このアーキテクチャのいいところである。

(国立情報学研究所 大向委員)

言語圏だけでなく、組織間でスキーマがばらばらになっても、対応する言葉を上書きすることで定義することはできる。しかしスキーマの種類があまりに多くなれば、共通のスキーマの構築を目指すことになるわけで、実際に Dublin Core のような言葉が生まれてきているというのが実情である。

(NTT データ 高木委員)

英国の例でいうと、W3C の中に政府の Linked Data の WG があり、そこと連携しているという話がある。

(経済産業省 平本 CIO 補佐官)

英国政府の WG は W3C に連動した形でチームを作り、イベントを行っている。中央政府だけでなく地方政府も含めた形での進め方について勉強を始めた段階である。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

この WG は経済産業省としても連動しているということか。

(経済産業省 平本 CIO 補佐官)

英国についてはウォッチしているというところである。

(経済産業省 岡田情報プロジェクト室長)

米国はこういう活動についてどういう反応を示しているのか。

(国立情報学研究所 武田委員)

米国は Linked Data そのものについては先行していて、2,000 あるデータセットのうち 200 は Linked Data にしている。Data.gov の関係者は方向性としては Linked Data を推進したいが、ステップが多く大変だと言っていた。逆に言えば技術的なトラブルはあまり存在しない。

(経済産業省 三又情報政策課長)

武田委員の資料で触れられている Digital Object Identifier (DOI) に関連すると思うが、ある法人が独自のサイトで公開しているデータベースを LOD 化するにあたって、LOD を通じて加工・利用された件数を知りたい、示したいというニーズがある。DOI のような技術をすべての関係者が使っていればカウントできるが、利用・加工側が元の作成者の情報を意図的に消すことができると、件数が不確かになってしまうのではないか。この点についてどのように対応しているか教えていただきたい。

(国立情報学研究所 武田委員)

一つはライセンスの話で、「オリジナルの作成者は〇〇である」という情報を消さないという縛りをつけることが対策になる。

もう一つはアクセスの話で、アクセスする際に DOI をベースとしたシステムを通してログを取ることが可能である。詳しい統計データが取れるわけではないが、このようなシステムがあることはデータ提供側のメリットになる。欧州ではデータサイトというものが作られて、データそのものに DOI を貼るというやり方がされている。また OPOCE (Office des Publications Officielles des Communautés Européenne) という組織では、EU のドキュメントに DOI を貼りつけているということである。

(IPA 田代委員)

DOI はどういう機関が管理しているのか。「DOI 管理システム」というのが世界に一つ存在するということになるのか。リンクを URI で貼ると組織に結び付いてしまうため、たとえば URI を分散させる場合や組織が変わる場合といった心配があり、その解決策として DOI というものがあるのだと思うが、その DOI の管理組織がどうなっているのかというのが次の問題になると思う。

(国立情報学研究所 武田委員)

DOI には International DOI Foundation (IDF) という組織が管理しており基本的なサービスを作っているが、この組織は個々の DOI の発行はしていない。Registration Agency が別に用意されており、そこが実際の業務を行いデータベースを管理するという二重構造になっている。IDF は DOI の一貫性を保つために最低限のサービスを提供し、Registration Agency が DOI の利用に関する許諾を行っている。学術論文では CrossRef という NPO が Registration Agency にあたる。

日本では今年、科学技術振興機構、国立国会図書館、国立情報研究所、物質・材料研究機構が共同で Registration Agency を創設した。実際の業務は科学技術振興機構が行うことになるが、日本側の受け皿として今月くらいから受付を始める段階にある。永続的にデータを保つ保証はないが、中立的な立場

でデータを維持することになっている。ただし公的なものとしては行っていないので、費用を取る。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

武田委員の話を聞く限り、日本のローカルな要因に対応した独自化の部分は無いと感じられたが、そのような理解で問題ないか。

(国立情報学研究所 武田委員)

基本的にはその通りである。自分たちでスキームを決めたいのであれば、国際的なスキームと整合し、その詳細なバージョンとして定義していく限りでは問題ない。むしろ海外のスキームが出来上がるのを待っている必要はなく、積極的に実施することがこういうデータを出していく上では重要だと思われる。

委員・事務局からの説明 (2)

野口委員より資料3に基づき、オープンデータの課題と展望について説明。

フリーディスカッション (2)

(経済産業省 中山審議官)

米国で「過去にダウンロード形式で提供されていなかった価値の高いデータセットを3つ Data.gov に登録せよ」という大統領の指示があったとのことだが、価値が高いということを誰が判断し、どうい
うデータが出てきたのか。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

私もこの件については具体的にはフォローしていないが、過去にダウンロード形式で提供されていなかったものということなので、たとえば、再利用不可能な形で提供されていたがアクセス件数が高かったものを、再利用可能な形で登録せよということもありうるのではないかと想像する。

(トヨタ自動車 神崎委員)

経済効果の高いものから優先的に公開するというのはその通りだと思う。報告にあった欧米の経済効果は政府系データを利用した産業活動からの税収で算出しているようだが、具体的にどのように計算しているのか。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

Weiss Study や PIRA Study では、例えば気象データがオープンにされている米国とオープンにされていない欧州について、気象データを使ったサービスや予測の市場規模を比べている。そういう部分を比較検討したうえで、全体について類推するような計算方法である。景気動向などの変数で調整しているかどうかまでは定かではない。

(国立情報学研究所 武田委員)

データライセンスの動向については何かあるか。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

データのライセンスといったとき、データに権利があるのかないのかという分類があり、ありうるとすればデータベースの著作権である。これが認められる場合は著作権ライセンスを適用するということではないか。欧州の動向については、2012年7月に出された「**Open access to research results will boost Europe's innovation capacity**」という European Commission のプレス・リリースによると、データのオープンアクセスは科学論文のオープンアクセスに比べて課題が多いためか、さらに詳細な検討が必要であるとし、具体的にどのライセンスを設定するかということまでは今の段階では打ち出されていない。

(国際大学 庄司委員)

ライセンスの問題を整理すると、まず米国のようにそもそも著作権がないということにするのが考え方が第一にあり、次に CC BY (Creative Commons のライセンスの一つで、出典を明記すれば改変・商用での二次利用も可とするもの) のように、出典明記以上の条件を可能な限りつけないことが望ましいという認識でよいか。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

権利が元々ないものについて「権利がない」と書くことも重要であり、著作権の放棄ができればそれが一番望ましい。CC BY については、Wikipedia などのように氏名表示によって負荷が高くなるという難点があり、ニュージーランドでは、そのような場合であれば表示を特別に求めないことも考慮すべきであるということをガイドラインで明記している。例えば、CC (Creative Commons) の表示ライセンスについても最小限の表示にするとか、権利者が表示を不要だと言っている場合にはその旨を書いてもらうことを推奨している。その点は議論の余地がある。

(経済産業省 三又情報政策課長)

税金で調査業務を行っているような団体は、その調査に意味があることを国民に対して立証しなければならない。二次利用がなければその法人自身が公開しているサイトのアクセス数を測ることになるが、二次利用された場合には、どれだけのエンドユーザーに二次利用されたかということも数字として捕捉したいというニーズが生じる。このような場合、ライセンスの中で条件を付ける必要があるか、欧州では今の問題はどのように処理されているのか。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

直裁にはダウンロード数やアクセス数だが、それがどのように利用されて経済効果を生んでいるかまでトラッキングしているかについては把握できていない。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

日本にはデータベース権がないので CC BY で国際統一化というニュアンスと受け取ったが、データベース権について議論の余地はないのか。英国型の CC ライセンスの修正版を作らなければいけないのか、といった点についてももし見解があれば聞かせていただきたい。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

判断は分かれると思う。日本では欧州の Database Directive で定められている sui generis rights (創作性の有無にかかわらずデータベースを保護する権利) のようなものがなく、保護されるのは著作権法で保護される創作性のあるデータベースだけなので、判断は分かれると思われる。

英国も CC を導入したかったが、CC ライセンスでは sui generis rights の権利放棄を要求しているため、その権利放棄をすることが難しかったことから採用を断念したと聞いている。しかし、英国の Open Government License は、その部分を除いて、内容的にはほとんど CC ライセンスと内容が同じであるといわれている。データの標準化という意味では、できるだけ標準的なものに沿った方が国際マーケットをにらんだ場合はプラスだが、どうしても特定の条項を受け入れられないという事情があり、そのため物事が前に進まないということであれば、日本政府のライセンスということを考えることも理論的にはありうる。しかし海外的には批判されることが想定される。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

野口委員からは知財の議論と表裏一体であるとの話があったが、知財側のガイドラインやポリシーペーパーについては、このオープンデータの議論の外側で議論されているという理解でよいか。

(経済産業省 三又情報政策課長)

そこは日本政府内で明確に意識されていないところがある。知財制度そのものについては知的財産戦略本部があるが、著作権であれば文化庁が所管しており、国や公的機関が持っている著作権や知財権に限って言えば財務省の国有財産担当部局の話になる。これらが関連する機関だが、問題意識が必ずしも明確ではないので、政府全体の実務者会議でそういう議論の重要性を提起したい。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

必ずしも法律改正が必要だという趣旨ではなく、ある程度は契約で手当することもできる。白書は第三者に委託して作って頂いている場合もあるが、政府が著作権の譲渡を受けて政府のものとして公開することもできるだろう。または、譲渡まではしなくても、将来の公開をにらんで「政府が〇〇の条件で公開できる」という条件を入れた上で白書を作ってもらおうという形にしなければ、第三者権利のあるものは公開できなくなってしまう。第三者権利があつて契約で処理できないということになると、公開できるデータがどんどん小さくなってしまう。公開すべきものはあらかじめ著作権者との間で公開を見据えた権利を処理したうえで公開しなければならない。ガイドラインで調達上の契約条件や想定すべき要

素を示し、権利関係を整理するということを周知徹底しなければ完成しないという趣旨である。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

利用者側に手続コストが残らないようにする必要がある。

委員・事務局からの説明 (3)

事務局より資料 4・5 に基づき、「DATA METI 構想」および「Open Data METI」サイトについて説明。

フリーディスカッション (3)

(佐賀県特別顧問 川島座長)

現時点での 0 次版はできており、DATA METI 活用パートナーズからこの規約に則ってコメントをいただくということでしょうか。

(経済産業省 中井補佐)

補足として。現在公開している Open Data METI はサーバやドメインを仮設定しており、今後変更していく予定である。コンテンツについても実験を行っており、同じデータについても提供の形式を変えて、どちらが見やすいかといった意見を率直にいただきたいと考えている。α 版については限定的な公開になるが、活用パートナーズに意見をいただきたい。本日のオブザーバーにも後程声をかける。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

α 版なので試行錯誤というやり方で良く、指摘をいただきながら成長させていくという理解で進めることが望ましい。その点に関する免責は入っているということで理解した。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

Open Data METI で提供されるデータは現時点では「オープンライセンスではありません」というステータスになっているが、活用パートナーズとしてはダウンロードしてデータに触ることはできるのか。それとも閲覧するだけなのか。

(経済産業省 中井補佐)

経済産業省のウェブサイトから引いてきているものなので、ダウンロードできるものはデータとして活用できる。0 次版・α 版に出すものは、比較的自由に使って構わないような資料を選んでいるので、データを加工していただくということも実践していただければと考えている。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

それはサイトでわかりやすいように明示していただけるか。

(経済産業省 中井補佐)

ご意見として対応させていただく。

(IPA 田代委員)

「オープンライセンスではありません」と明記されていることは良いが、オープンライセンスという用語はどこかで定義されていたか。

(経済産業省 中井補佐)

こうであればオープンライセンスだということを決めていない。試験版なので整理していないという意味でこういう書き方をしている。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

データを再利用してもいいということをどこかに書いてもらうことになったので、それとの整合を取り混乱を招かないようにするべきである。

(経済産業省 中井補佐)

了解した。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

利用する側も寛容になり、ミスがあっても改善していこうという姿勢が重要である。

(国際大学 庄司委員)

電子行政オープンデータ戦略の策定にかかわった立場としてのお願いになるが、「新たな情報通信技術戦略」では、2013年までに二次利用可能な形で行政文書を公開し、原則としてすべてインターネットで容易に入手できるようにし、国民にオープンガバメントを実感できるようにすることとされている。この目標を念頭に置くと、DATA METI 構想のスケジュールが2013年度中ずっと試験運用という状況では寂しいものがある。免責条件を明示しつつ、やりながら改善していくことを示しながら動いていくということが大事かと考えている。オープンガバメントというのは政府の姿勢に対する評価が重要であるため、DATA METI のスケジュールも前倒しでお願いしたい。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

戦略とスケジュールの整合を確保していただけるという理解でよいか。

(経済産業省 平本 CIO 補佐官)

了解した。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

正式サイトが稼働するスケジュールは平成 26 年度以降ではなく、25 年度中に前倒しされるということによいか。

(経済産業省 岡田情報プロジェクト室長)

平成 25 年度中にはオープンガバメントを実感できるようにしたい。

(MRI 村上委員)

ライセンスのつけ方について野口委員に意見を伺いたい。中小企業白書全体のライセンスと、その中で使われている写真等の権利関係をどのようにすることが望ましいか。中小企業白書全体は CC BY だが写真は別、ということになるのか。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

いろいろなやり方はあると思う。個々の写真等に「この写真はオープンライセンスではない」と追記するより、写真等を削除しても意味が通るなら削除したバージョンを提供し、すべて自由に使っているということにした方が国民目線でわかりやすいかと思っている。

(JIPDEC 坂下委員)

委員に事前配布された工業統計データを使って実験を行っているが、時系列で統計データを扱おうとしたときに自治体が合併したために地域名のコードが変わっている。現在はこれを手作業で修正しているが、武田委員から識別子は重要であるというお話、野口委員からは海外でソフトウェア支援が行われているというお話があった。地名などの変遷を時間軸で整理する仕組みを検討していただきたい。

(国立情報学研究所 武田委員)

そういう点において識別子が重要である。今までの日本では官庁ごとに異なっていたため、ある意味でデータが流通していなかったが、官庁がきちんと出していれば民間は使う。有償でないと手に入らないといったことになると、民間で別に作るということになってしまう。今後は変遷なども含めて番号などをきちんと公開する、メンテナンスに責任を負うという、データのインフラ部分について官公庁に期待している。どのようなデータが重要かを把握し、重要なデータから整備していくことが重要である。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

各省での協議を要するなどの課題もあるかもしれないが、Open Data METI サイトに欲しい情報を投票できるコーナーを追加できないか。ニーズはあるが経済産業省だけで対応できないコンテンツについて、他省庁の協議を進めるという断り書きを入れた上で、他省庁にデータの公開を働きかける材料を集めることができる。

(経済産業省 岡田情報プロジェクト室長)

活用パートナーズから受け付ける意見等として、どういうデータが欲しいかという点を追加したい。

(経済産業省 中井補佐)

活用パートナーズを使ってニーズを集めたいと考えているほか、アイデアボックスを年明けに復活させて意見募集をしていきたいと考えている。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

オーストラリアの **Data.gov** には **Suggest** というタブがある。一般的な意見募集の中ではなく、独立した項目として、そういう機能があることがわかりやすい形で実装していただくことが理想的。

(経済産業省 平本 CIO 補佐官)

前回のアイデアボックスでは電子政府に対する要望を受け付けたが、順位と要望を各省に紹介した。今回も色々と考えていきたい。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

対話型にするということを明示的にすることが望ましい。最初に出すデータの範囲は一意的には決めがたい。原則としてこういうデータを出すということは決めても、ニーズとの対話がなければ必要なところに行きつかない。

(慶應義塾大学 萩野委員)

地理情報でとりまとめている工業統計調査など、常にそれぞれの番号が体系を持っていると。郵便局や地方公共団体がそれぞれ整理しているものを一括し、経済産業省ですべてのコード体系を網羅するような形でとりまとめていただけると、データ整備する側としてはありがたい。

活用パートナーズについて、利用規約案では私的利用外の範囲禁止とのことになっている。アプリ作ってもだれにも見せてはいけないのか。それでは作る気が起らない。

(経済産業省 岡田情報プロジェクト室長)

変に使われて誤解を招いてはならないとの意図だとは思いますが、コンテストに応募することもできないということになる。

(経済産業省 中井補佐)

利用規約案の第5条については、我々が出す情報について変な使い方をしないでいただきたいという意図である。現在は案でいろいろあると思うので、運用や意見を踏まえて修正したい。

委員・事務局からの説明（４）

資料 6 に基づき高木委員より欧州におけるオープンデータ政策の最新動向の説明、続けて資料 7・8・9 に基づき事務局より我が国におけるオープンデータに関する取組の説明。その後本日の議事全体についての自由討議が行われた。

フリーディスカッション（４）

（日本商工会議所 岩崎委員）

例として、我々は検定試験という事業を実施しており、試験に関するデータを加工して主催として資料を作り場合によって公開しているが、オープンデータといった場合にはこの資料をすべて公開ということなのか、それとも数十万件の元データを匿名化して公開ということなのか。

数十万件の元データが公開されれば、専門学校であれば PR に利用できるほか、教材を製作する会社はマーケティングに活用することができることになる。

（経済産業省 岡田情報プロジェクト室長）

行政機関が保有しているデータを電子的に二次利用しやすい形で公開するという事なので、民間団体で持っているデータは対象にならない。しかし著作権とライセンス、個人情報の問題もあるので、何らかの制限を受けるものもあると思うが、そうでないものはなるべくローデータで公開する。個人情報保護等を無視してまで出すということではない。

（国立情報学研究所 武田委員）

公共機関が作ったデータは国民のものであり、公開すべきである。鉄道のデータなどの公共的データについても同様である。岩崎委員は「情報公開の延長か」との疑問を呈されたが、情報公開は「データを出してあげよう」というニュアンスが感じられるような制度になっており、これは変えなければならない。選別したデータを出すのではなく、ローデータを提供することが本来は望ましい。公共機関はデータを預かっているだけだという理念をオープンガバメントの話における共有概念としたい。

（国際大学 庄司委員）

英国は Data.gov のポータルを作ってから 3 年経過し、現在インキュベーションにとりかかろうとしている。またフィンランドはコミュニティ型でオープンデータが育ち、これから政府が本格的に動こうとしている。それくらい時間のかかる取組もあり、いろいろ混乱した議論もあると思うが、地道に整理しながら進めていただきたい。

野口委員に教えていただきたい。データベースの著作権については創作性があると著作物になるが、どのレベルまで手を入れると著作物として扱われるのかということについて、確立した考え方はあるか。

（森・濱田松本法律事務所 野口委員）

その領域については判例が非常に少なく議論もないところだが、法律上は素材の選択・配列に創作性

があるということになっている。教科書などでは網羅的なデータベースであるほど素材の選択をしておらず、著作権がないことになる。人によってデータの選択が異なり、10人いれば10通りのコンテンツができるようなものは創作性があるが、例えば、気象や地形などの事実を網羅的に調べて全部掲載したといったものは、事実そのものである、または事実の選択や配列がありふれている、として創作性が失われていき、著作権がないということになると議論されている。ただし、その後の作りこみや他のデータとの紐付けなどによって、同じデータでも段階によって議論が変わってくるので、具体的には個別の議論になってしまう。

(MRI 村上委員)

DATA METI 構想では、起業支援や人材育成が弱いと感じる。鯖江市や会津若松市などの事例があるので、それらとの連携を支援することが望ましい。

(トヨタ自動車 神崎委員)

10月から11月上旬にかけて、行政機関の保有するデータの利用に関するアンケートへの回答を経団連の委員会関係企業に依頼し、78社から390件程度の回答をいただいた。

内容を簡単に紹介すると、利用の障害についてはデータが公開されていない、どこにあるか分からないという回答が300件程度あった。利用者の希望する形式や頻度でデータが提供されていないということも回答されている。利用したいデータの保有機関については国土交通省が一番多く、回答が100件を超えた。次に多かったのが地方公共団体でこちらも100件を超えており、3番目に多かった経済産業省は外局を合わせて45件であった。

提供の頻度については自動更新をしてほしいという意見が圧倒的に多く、リアルタイムで自動更新をして最新データを利用したいとのことである。データのダウンロード、API連携が一元的に行える窓口が欲しい、すべての行政機関において同じルールでデータが提供されるような環境にしてもらいたい、という意見が多かった。

他に利用したいデータや実績に関する回答もあるので、企業にヒアリングしながらまとめて報告したい。

閉会挨拶

(経済産業省 中山審議官)

本日は技術的な話から始まり、制度的な点で諸外国の先進事例を参考にしながら、これから先の取組にあたっての意見をいただいた。これらの意見をしっかり受け止めていきたい。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

Data METI 活用パートナーズについてはこのWGの終了後に、オブザーバーに事務局よりメールで案内があるので、積極的な参加をお願いしたい。

次回は1月下旬の予定だが、詳細日程は追って連絡させていただく。

—以上—